

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 9 号

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市食肉地方卸売市場業務条例施行規則（昭和 4 7 年四日市市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(買受人の承認申請)</p> <p>第 1 4 条 条例第 1 3 条第 1 項の規定により買受人の承認を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、同条第 2 項の買受人承認申請書に誓約書（第 5 号様式）、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）<u>第 5 5 条</u>の規定により食肉販売業、食肉処理業、食肉製品製造業、飲食店営業又はそうざい製造業の許可を受けたことが分かる書類の写し及び次の各号に掲げる場合において当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>	<p>(買受人の承認申請)</p> <p>第 1 4 条 条例第 1 3 条第 1 項の規定により買受人の承認を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、同条第 2 項の買受人承認申請書に誓約書（第 5 号様式）、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）<u>第 5 2 条</u>の規定により食肉販売業、食肉処理業、食肉製品製造業、飲食店営業又はそうざい製造業の許可を受けたことが分かる書類の写し及び次の各号に掲げる場合において当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>
<p>(承認の申請等)</p> <p>第 1 8 条 条例第 1 9 条第 1 項の規定により関連事業者の承認を受けようとする者（以下この節において「申請者」</p>	<p>(承認の申請等)</p> <p>第 1 8 条 条例第 1 9 条第 1 項の規定により関連事業者の承認を受けようとする者（以下この節において「申請者」</p>

という。)が個人であるときは、第14条第1号の規定を、法人であるときは、同条第2号の規定を準用する。

2及び3 (略)

という。)が個人であるときは、第14条第1項第1号の規定を、法人であるときは、同項第2号の規定を準用する。

2及び3 (略)

第6号様式の4を次のように改める。

第6号様式の4（第15条の2関係）

買受人業務廃止届出書

年 月 日

四日市市長

買受人番号

所在地

名 称

代表者

四日市市食肉地方卸売市場における買受人としての業務を廃止しますので、
四日市市食肉地方卸売市場業務条例第15条の規定により届け出ます。

記

1 買受人としての業務廃止日

2 廃止理由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)